



障害のある人の働きたい意欲や社会参加の希望を実現し、  
生きがいを持って暮らせる地域づくりのために

## 障害福祉サービス事業所紹介

香南市には、一般企業への就職が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練などを行う就労継続支援や、一般企業への就労を希望する方が、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練を行う就労移行支援などの障害福祉サービスを提供している事業所が4カ所あります。先月号に引き続き、今月号は2事業所を紹介します。

### ミライエ Miraie (就労継続支援A型)

Miraieは、利用者全員に最低賃金を保証し、生きがいと誇りを持ち、住み慣れたまちで安心して生活ができるように新しく平成24年10月にサービスを開始しました。現在、sweet house Miraie(野市町西野)で3人、Factory(安芸市)で5人が働いています。

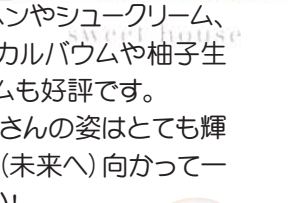
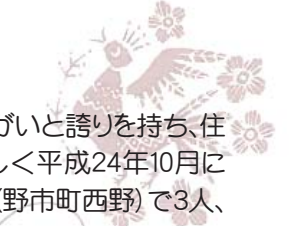
### ■おいしさで幸せをふりまくお菓子屋さん

野市町のsweet house Miraieでは、バームクーヘンやシュークリーム、苺のトライフルなどの製造販売や、人気上昇中のカルバウムや柚子生茶も販売中。自分たちで育てた苺のお菓子やジャムも好評です。

明るい笑顔でお客さまに接している利用者の皆さんの姿はとて輝いていて、顔は自信に溢れています。着実にMiraie(未来へ)向かって一歩ずつ進んでいます。ぜひ一度遊びに来てください!

### ■問い合わせ

社会福祉法人 安芸市身体障害者福祉会  
野市町西野2061-3 菜茅ビル1階  
sweet house Miraie ☎ 50-6536



共に生き  
共に支え合う  
まちづくりを  
目指して



### フレンドリー (就労継続支援B型)

利用者一人ひとりの経済的な自立促進へつなげるよう、個々の特性に応じた作業環境を整え、就労や生産活動の機会を提供します。また、社会生活への適応性を高めるためのいろいろな機会を提供し、社会の一員として必要なルール・マナーを身に付けられるよう支援を行います。気軽にご相談ください。

**作業種** クリーニング科、電器科、医療機器科、AP(オートプレス)科

**作業時間** 9:00~16:15(昼食休憩や午前・午後の休憩あり)

### 作業内容

ボルトの袋詰め、リード線加工、衛生用品の袋詰め、菓子箱の組み立て、レーザー彫刻、公園清掃など  
※作業以外では、自立生活に向けた学習会や訓練を行っています  
※自主生産部門として、箱(紙の打ち抜き)やクリアファイル、シール、レーザーでの写真彫刻や文字彫刻を行っています



■問い合わせ  
社会福祉法人 安芸市身体障害者福祉会 フレンドリー  
香我美町徳王子2220-5 ☎ 54-1601

## 新しい保険証は届きましたか?



**3**月下旬に、平成25年度の世帯員全員の新しい保険証(茶色または黄色)をピンの封筒に入れて郵送しています。お手元に届いていないなど、ご不明な点はお問い合わせください。  
※保険証が重なっている場合がありますので、十分ご確認ください。

**★一般被保険者**  
24年度…緑色 ↓ 25年度…**茶色**

**★退職被保険者**  
24年度…青色 ↓ 25年度…**黄色**

**70〜74歳の方がいる世帯の方へ**

世帯に70〜74歳(高齢受給者)の人がいる場合、窓口負担1割の新しい高齢受給者証(ハガキ大でピンク色)を同封しています。  
ただし、窓口負担3割の現役並み所得者の人は、引き続き現在お持ちの受給者証(有効期限が7月31日)をお使いください。

保険証の切り替えの時期です。3月下旬に、新しい保険証を皆さんのお宅に郵送しました。今月は新しく郵送した保険証や異動の届け出について、また国保税の特別徴収(年金からの天引き)についてお知らせします。



こんな時には届け出を  
してください

**春** は生活環境が変わる季節です。就職や退職など健康保険が変わるときは、国保への届け出を忘れずにお願います。

このような時は届け出を	手続きに必要なもの
国保の <b>資格がなくなる</b> 場合 例 就職などで新しく健康保険ができた、または家族の健康保険の扶養になったとき	・印鑑 ・今まで使っていた国保の保険証 ・新しく加入した健康保険などの保険証
国保の <b>資格ができる</b> 場合 例 退職などで健康保険がなくなった、または家族の健康保険の扶養でなくなったとき	・印鑑 ・加入していた健康保険などの喪失日が分かる書類(資格喪失証明書や離職票など)

※その他、出生や死亡、転入出などの際にも届け出が必要です

## 国保税

65〜75歳未満の人で構成された世帯の  
**世帯主の人へ**  
平成25年度の国保税が特別徴収(年金からの天引き)に該当される人は、**4**月から  
仮徴収が始まります。



特別徴収の対象者

**次** の条件すべてに当てはまる人です。  
※今年新たに特別徴収される人は、昨年10月1日までに次の条件に該当した人(世帯主)です。

- 1 国保の被保険者
- 2 年金の受給額が年額18万円以上
- 3 国保加入者が65歳以上75歳未満の人で構成された世帯の世帯主
- 4 介護保険料との合計額が世帯主の年金額の2分の1を上回らない



仮徴収とは

**25** 年度の国保税額は、今年7月に確定され、10・12・2月の年金から本徴収されます。その税額が確定する前の4・6・8月の年金から特別徴収(天引き)することを仮徴収といえます。仮徴収の税額は、24年度の国保税の課税実績に基づいて決定します。



**金** 特別徴収から口座振替への変更  
融機関に口座をお持ちの方は、口座振替による納付に変更することができます。

■申請窓口  
税務課国保係・各支所

■問い合わせ  
税務課国保係

☎ 57-8504



年金からの天引きにご理解をお願いします